

進路の手引き

— 高等部 —

令和8年度版

大阪府立東淀川支援学校

キャリア教育推進部

目次

0. はじめに
1. 高等部卒業後の進路状況
2. 主な進路先概要
 - (1) 就職
 - (2) 職業能力開発校（職業訓練校）
 - (3) 自立支援事業
 - ① 就労移行支援
 - ② 就労継続支援 I 就労継続支援 A 型 II 就労継続支援 B 型
 - ③ 自立訓練（生活訓練）
 - ④ 生活介護
 - ⑤ 地域活動支援センター
 - (4) 主な通所福祉サービス事業所の比較表
3. 高等部3年間の進路指導の進め方
 - 各学年
 - 福祉サービス事業所利用の進め方
 - 前期・後期現場実習について
4. 自立支援事業
 - 自立支援サービスの全体像
 - 自立支援給付の種類
 - 自立支援給付の利用者負担
 - 自立支援給付の手続き
 - 介護給付・訓練等給付の利用手続きの流れ
 - 地域活動支援事業について
5. 相談機関
 - ◎全体
 - ◎大阪市
 - ◎豊中市
6. 福祉サービス事業所を探すときは
7. 福祉サービス事業所アンケートより

【0. はじめに】

本冊子は本校高等部の進路の流れをまとめたものです。福祉サービスについては各自治体の情報を参考にしておりますが、表現等自治体毎に異なりますので、詳細については各自治体のHP等を参考にし、担当窓口等にご相談ください。

【参考】

大阪市：令和7年度 福祉のあらまし

豊中市：令和7年度 障害者福祉の手引き

【1. 高等部卒業後の進路状況（過去5年間卒業時）】

（1）卒業年度別

卒業年度	就職	職業訓練校	福祉サービス事業所					その他	卒業生
			就労移行支援	就労継続支援		自立訓練	生活介護		
				A型	B型				
2021	4	3	4	2	14	1	11	0	39
2022	5	0	3	1	11	3	7	1	31
2023	4	0	4	5	15	8	11	3	50
2024	5	1	1	2	12	6	11	4	42
2025	3	0	0	5	11	6	6	5	36

（2）学習班別

班別	就職	職業訓練校	福祉サービス事業所					その他	卒業生
			就労移行支援	就労継続支援		自立訓練	生活介護		
				A型	B型				
A班	0	0	0	0	6	0	36	0	42
B班	0	1	0	3	30	8	10	2	54
C班	6	1	8	5	19	12	0	6	57
D班	14	2	4	7	9	3	0	6	45

【2. 主な進路先概要】

(1) 就職

基本的に、障がい者雇用枠で学校（ハローワーク）を通じて就職を目指します。最近ではハローワークを介さず、民間の職業紹介事業者を通じて就職することも増えています。

職種は清掃関係、飲食関係、食品関係、事務関係、物流関係、介護関係、農園関係など業種は多方面にわたっています。

(2) 職業能力開発校（職業訓練校）

職業に必要な知識・技術などを習得し、職業的自立を図ることを目的としています。

入校選考には、学科試験（国語・数学等）・訓練適性検査・体力検査や面接等があります。

施設名	所在地
大阪市職業リハビリテーションセンター	大阪市平野区喜連西6-2-55
大阪市職業指導センター	大阪市住之江区泉1-1-110
大阪 INA 職業支援センター（箕面キャンパス）	箕面市稲6-15-26
摂津市障害者職業能力開発センター	摂津市鳥飼上5-2-8
視覚障害リハビリテーションセンター	大阪市鶴見区今津中2-4-37
大阪 INA 職業支援センター（富田林キャンパス）	富田林市大字甘南備216番地
大阪障害者職業能力開発校	堺市南区城山台5-1-3
北大阪高等職業技術専門学校	枚方市津田山手2-11-40
夕陽丘高等職業技術専門学校	大阪市天王寺区上汐4-4-1

*訓練期間は1年間（大阪市職業指導センターのみ2年）です。

*受験料、入校料、授業料は無料ですが、教科書代、作業服代等の必要経費が必要です。

す。必要経費は施設や科目によって異なりますので、詳細は各校・各施設にお問い合わせください。

*願書の交付・出願は基本的に居住地を管轄するハローワークになります。

*事前に希望する訓練校の見学・入校相談が必要です。

*訓練期間中、条件を満たせば訓練手当が支給される場合があります。

(3) 福祉サービス事業所（自立支援事業）

①就労移行支援

「一般企業等での就労を希望する方に対して、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。」

企業等への就労を希望する方に、事業所内での作業や訓練、企業実習の場を通して、個々の適性に合った職場探しなどの支援を行います。標準利用期間は2年です。

②就労継続支援（A型・B型）

「一般企業等での就労が困難な方に対して、働く場を提供するとともに、就労に関する知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。」

I 就労継続支援A型（雇成型）

雇用契約を結び、最低賃金を保障する“雇成型”。対象者は、次の(1)～(3)になります。

- (1)就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- (2)支援学校を卒業し就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
※在学中の就職活動も含みます
- (3)企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

II 就労継続支援B型（非雇成型）

雇用契約を結ばず、自分のペースで働く“非雇成型”。工賃を受け取ることができますが、事業所によってその金額は様々です。対象者は次の(1)～(3)になります。

- (1)就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (2)50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- (3)(1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

◎卒業後すぐに就労継続支援B型を利用するには、(3)のアセスメントを受ける必要があります。令和7年10月から就労選択支援を利用しなくてはなりません。主に事前打ち合わせ・実習・ケース会議等の内容で、アセスメントを受けることになります。

就労選択支援についてのポイント

- ① 利用の希望（事業所も含め）を確認します。（通学区域外の就労選択支援事業所での実施も可能です）
※高3時点で就労継続支援B型を希望している場合は必ず利用
 - ② 事業所との日程調整は一部学校が行います。
 - ③ 実習先は就労選択支援事業所になります。
（就労継続支援B型事業所での実習ではありません）
 - ④ 支給決定は原則一ヶ月、そのうち事業所での実習は5日～10日程度
 - ⑤ 就労選択支援事業利用期間は放課後等デイサービス利用も可能です
- ※お住いの周辺に就労選択支援事業所がない、または時期等によっては、就労選択支援事業ではなく、就労移行支援事業所でアセスメントを受けることになります。詳しくは高等部進路指導主事にお聞きください。

③自立訓練（生活訓練）

「自立した日常生活または社会生活が営めるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。」 標準利用期間は2年です。

* 自立した生活ができるようになるために、日常生活や社会生活に必要なことを身につける訓練を行います。学校のような取り組みを実施しているところもあります。

④生活介護

「常時介護を必要とする方に対して、入浴、排泄、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。」

* 介護や常時の見守りなど一定の支援が必要な方が、軽作業や創作的活動などの日中活動を行います。送迎サービスがあるところもあります。

利用については、障がい支援区分3以上が必要です。

⑤地域活動支援センター※ サービス受給者証がなくても利用できます。

「障がい者の方々が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うことで、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。」

(4) 主な通所福祉サービス事業所の比較表

(大まかな分類ですので詳細は各事業所のホームページ等でご確認ください)

	就労移行支援	就労継続支援 A 型	自立訓練(生活訓練)	就労継続支援 B 型	生活介護
送迎	× 基本的でないところが多い	× 基本的でないところが多い	× 基本的でないところが多い	△ 校区内はあるところが多い	○
工賃 給料	△	◎ 最低賃金 (時給 1,177 円) ×4 時間が多い	× 基本的でないところが多い	○ 5,000～ 40,000 円	× 基本的でないところが多い
期限	2年	なし	2年	なし	なし
目的	就労するためのスキルを身につけ、就職のサポートをしてもらう	自分のペースで働き給料を受け取りながら、就労するためのスキルを身につける	就労の前に生活スキルを身につける(学びの場としてサービス提供している事業所もある)	自分のペースで作業をして工賃を受け取りながら、就労するためのスキルを身につける	サポートを受けながら、創作活動や生産活動をおこなう

【3. 高等部3年間の進路指導の進め方】

1年生

月	取り組み内容	詳細
6 ～ 7	○前期校内実習 ○進路保護者説明会 (第1回) ○懇談会	○校内実習や企業、福祉サービス事業所等の見学を行います ○主な進路概要、進路指導のすすめ方などを説明します ○校内実習の様子をお知らせし、家庭からの事業所見学予定などをお伺いします
10 ～ 12	○後期校内・現場実習 ○進路希望調査① ○懇談会	○校内実習や見学、現場実習を行います ○今後の進路指導の参考として、事業所の種別や就労の業種の希望を確認します ○校内実習や現場実習の様子をお知らせし、進路希望調査の内容や、家庭からの事業所見学予定についてお伺いします
1 ～ 3	○懇談会	○卒業後の進路や2年生の実習の確認、家庭からの事業所見学の予定等についてお伺いします

2年生

月	取り組み内容	詳細
6 ～ 7	○前期校内・現場実習 ○懇談会	○校内実習や現場実習を行います ○校内実習や現場実習の様子をお知らせし、後期実習の方向性や夏休みの見学・体験実習の予定についてお伺いします
10 ～ 12	○後期校内・現場実習 ○進路希望調査② ○懇談会 ○進路保護者説明会 (第2回)	○校内実習や現場実習を行います ○後期実習を終えた時点での希望を確認します ○校内実習や現場実習の様子をお知らせし、進路希望調査の内容や冬休みの見学予定についてお伺いします ○高3の1年間の流れや、就職・福祉サービス事業所・職業能力開発校の進路の進め方を説明します
1 ～ 3	○進路希望調査③ ○懇談会	○具体的な進路の希望を確認し、この希望をもとに3年生の実習先を決定します ○卒業後の進路や3年生の実習について確認をします

3年生

学期	月	取り組み内容		
		就職に向けて	職業能力開発校 入校に向けて	福祉サービス事業所利用 に向けて（次ページに詳細掲載）
1	4 ～ 6	<ul style="list-style-type: none"> ○進路保護者説明会（第3回） ○前期校内・現場実習 ○職業相談（求職申込） <p>ハローワークから職員に来ていただき、本校で求職申込を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○進路保護者説明会（第3回） ○前期校内・現場実習 （福祉サービス事業所での実習） ○職業相談（求職申込） <p>ハローワークから職員に来ていただき、本校で求職申込を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○進路保護者説明会（第3回） ○前期校内・現場実習 （福祉サービス事業所での実習）
	7 ～ 8	<ul style="list-style-type: none"> ○懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○懇談会 ○入校相談・見学会（大阪府） ○応募相談・体験入校（兵庫県） ○願書受付開始（兵庫県） 	<ul style="list-style-type: none"> ○懇談会
2	9 ～ 10	<ul style="list-style-type: none"> ○後期校内・現場実習 ○進路希望調査④ ○採用選考面接 	<ul style="list-style-type: none"> ○後期校内・現場実習 （福祉サービス事業所での実習） ○進路希望調査④ ○募集要項の案内（大阪府内） <p>※ハローワークで職業相談を受け、願書を提出します。出願前に希望する訓練校に入校相談、見学をしておく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○後期校内・現場実習 （福祉サービス事業所での実習） ○進路希望調査④
	11 ～ 1	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用条件の確認 ○入社手続き等 ○懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○願書受付開始 ○入校選考試験 （大阪府内一次募集） ○懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービス事業所申込 ○懇談会
3	2 ～ 3	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用条件の確認 ○入社手続き等 ○淀川地域障がい者就業・生活支援センター 個別説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ○入校選考試験 （大阪府内二次募集） ○入校選考試験 （大阪府内三次募集） 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用の決定 ○支給の申請 （各区役所にて手続き） ○利用契約

◎福祉サービス事業所利用の進め方

高1～3		事業所の見学・体験	様々な事業所を見学・体験することで、事業所の選択の幅が広がります（基本にご家庭での対応になります。）
高1	11月	進路希望調査①	希望する事業種別・事業所名を確認します
高2	11月 2月	進路希望調査②③	具体的な進路希望を確認し、この希望をもとに、高3の前期、後期の実習先を決定します
	3月	学年末懇談会	高3前期実習先の最終確認をします
高3	6月	前期現場実習	福祉サービス事業所で体験実習を行います
	7月	1学期末懇談会	後期実習先の最終確認をします
	夏季 休業中	B型アセスメント実習	卒業後、就労継続支援B型を利用予定（検討中も含む）の方のみ5日間のアセスメント実習を行います・・・※
	10月	後期現場実習	福祉サービス事業所で体験実習を行います
	11月	進路希望調査④	利用希望事業所の最終確認・学校から事業所に確認
		事業所利用申し込み	ご家庭から事業所へ直接申し込みます
	1月 }	支給申請	各区保健福祉センターで申請をします
利用契約		受給者証を提示し、事業所と利用契約を結びます	

※卒業後すぐの就労継続支援B型利用希望者は「就労選択支援」を活用する必要があります。

◎前期・後期現場実習について

- ・現場実習は、体験実習です。卒業後の利用を保障するものではありません。
- ・実習先は、進路希望調査をもとにご家庭と相談し、学校が事業所と調整します。
- ・実習期間は、原則5日間です（事業所の都合で短くなる場合もあります）。

・通所について

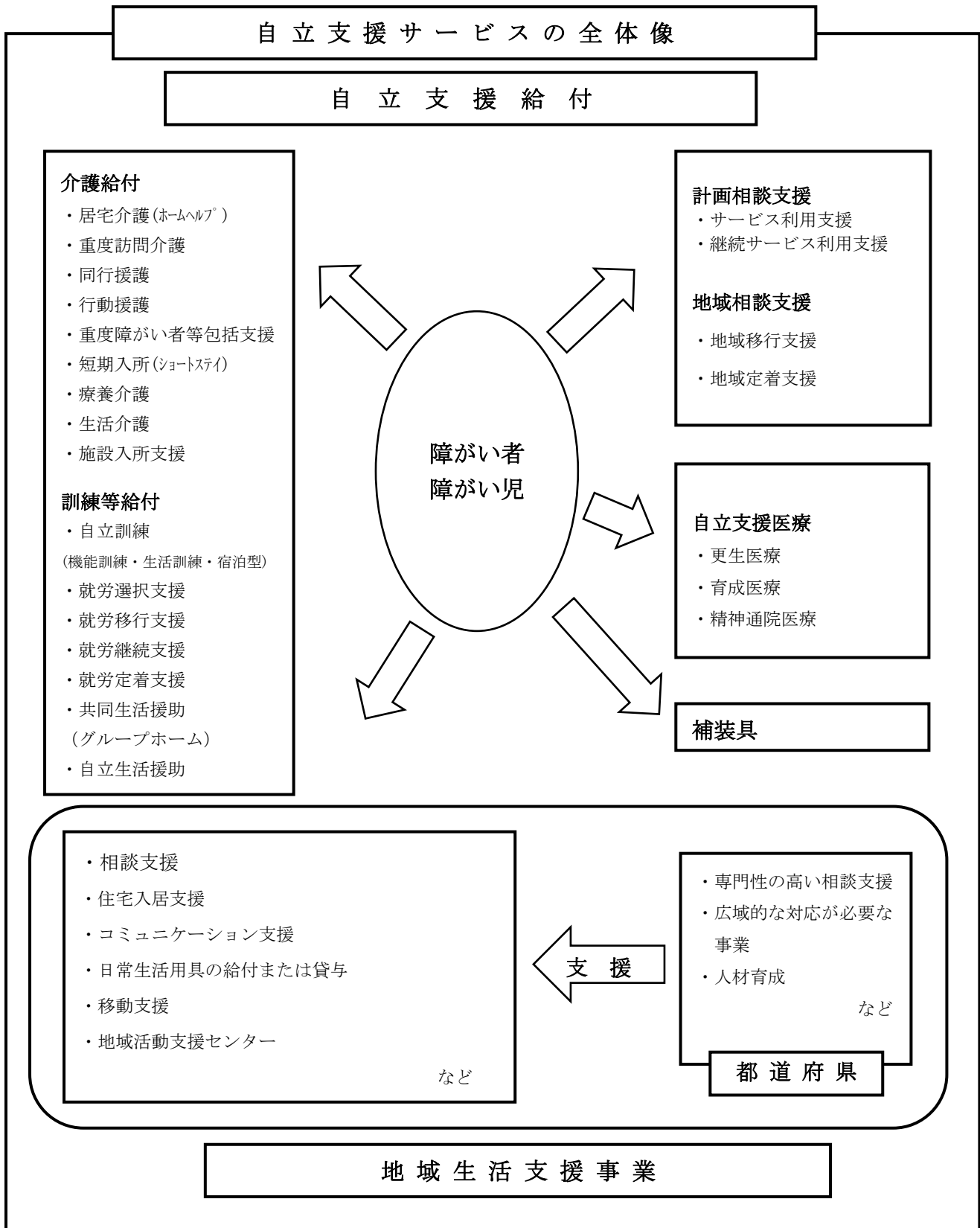
自宅から直接、事業所に通所しますので、保護者の責任の下にお願いします。
実習中は、原則事業所の送迎サービスは利用できません。
通所には、原則徒歩または公共交通機関の利用をお願いします。

・事前面接・打ち合わせについて

実習前に、事業所を訪問して本人・保護者・教員で打ち合わせを行いますので、必ず参加をお願いします。

【4. 自立支援事業について】

障害者総合支援法によるサービス・給付は目的や役割に応じて下の図にあるようなグループに分類されます。



◎自立支援給付の概要

介 護 給 付	居宅介護	居宅における入浴、排泄、食事、通院の介護等を行う
	重度訪問介護 (外出を含む)	重度の肢体不自由者または重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常時介護の必要な方に対して、居宅における入浴、排泄、食事の介護等および外出時の介護などを総合的に提供する
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時において必要な支援を行う
	行動援護	知的・精神障がいにより、行動上著しい困難のある方で、常時介護を必要とする方に対して、居宅内や外出時の介護など行動する際に生じる危険を回避するための介護を行う
	重度障がい者等 包括支援	常時介護を必要とする方に対して、居宅介護をはじめとする複数の福祉サービスを包括的に提供する
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護している方が疾病その他の理由により一時的に介護できない場合に、当該障がい者に原則として月7日間以内、指定短期入所事業者で宿泊を伴うサービスを提供する
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に対して、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の便宜を提供する *身体障がいの方が対象
	生活介護	常時介護を必要とする方に対して、入浴、排泄、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供等をする
	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事等の介護等を行う
訓 練 等 給 付	自立訓練	自立した日常生活または社会生活が営めるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行う
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する方に対して、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な方に対して、働く場を提供するとともに、就労に関する知識および能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労定着支援	就労移行支援等の障がい福祉サービスを利用して一般就労へ移行した方に対して、就労継続を図るために必要な連絡調整や助言等の必要な支援を行う
	共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活する障がい者に対して、必要な家事等の日常生活上の支援や食事・入浴・排泄等の介護、相談支援等の援助を行う
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所し、一人暮らしを始めた方等に対して、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整の支援を行う

地域 相談 支援	地域移行支援	施設等に入所または精神科病院に入院している方に対して、地域における生活に移行するための活動に関する相談、便宜の供与等を行う
	地域定着支援	居宅で単身等の状況で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等において相談や便宜の供与等を行う
計画 相談 支援	サービス利用 支援	心身の状況、環境等を勘案し、利用サービスの内容等を定めたサービス利用等利用計画案を作成し、サービス等利用計画の作成等を行う
	継続サービス 利用支援	サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行う

◎自立支援給付の利用者負担

サービスの利用負担については、利用される方の世帯の負担能力に応じ、ひと月あたりの負担上限額が決定されます。ただし、サービス提供に要した費用の1割の合計額が負担上限月額に満たない場合は、その金額となります。なお、生活保護受給世帯と市民税非課税世帯は無料、市民税課税世帯は月ごとの利用者負担に上限が設けられており、利用するサービスの種類により、軽減措置が異なります。

他に食費や光熱費等の居住に要する費用は実費負担となりますが、負担が重くなりすぎないように、それぞれに軽減措置を設けています。負担軽減措置を受けるには、申請が必要となりますので、各自治体の窓口へサービス利用の申請時に合わせて申請してください。

◎自立支援給付の手続き

障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスにかかる給付を受けることができます。

サービスを利用する場合には、お住まいの自治体の窓口で申請手続きを行い、支給決定を受ける必要があり、指定事業者・施設との契約によりサービスを利用します。

対象となる方：身体・知的・精神障がい者・難病等を有する方

対象サービス：介護給付（9種類）・訓練等給付（6種類）・指定相談支援

申請窓口：各自治体福祉業務担当

利用手続き：①支給申請 → ②訪問調査 → ③障がい支援区分の認定 →
④サービスの利用意向調査 → ⑤サービス等利用計画案の作成→
⑥支給決定 → ⑦サービス利用

※訓練等給付（共同生活援助を除く）に該当するサービスのみを利用する場合は、基本的には③障がい支援区分の認定は行いません

◎介護給付・訓練等給付の利用手続きの流れ

サービスを利用するための基本的な流れは次のとおりです。障がい支援区分とは、障がいのある方の心身状況等に応じて必要とされる標準的な支援の度合を表す6段階の区分で、介護給付の利用にあたっては障がい支援区分の認定が必要です。

- ①各自治体福祉業務担当に介護給付・訓練等給付支給等の申請を行います。
- ②障がい支援区分の判定等のため、調査員が自宅などに訪問し、心身の状況等について聞き取り調査（障がい支援区分認定調査）を行います。
- ③認定調査の結果等を踏まえ、障がい支援区分認定審査会において審査・判定を行い、障がい支援区分を認定します（ただし、訓練等給付（共同生活援助を除く）のみを利用する場合を除く）
- ④指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画案を作成します。
- ⑤各自治体福祉業務担当において支給決定を行い、サービスを利用する際に必要となる受給者証を交付します。
- ⑥支給決定を受けた方は、指定事業者・施設との契約によりサービスを利用します。
- ⑦サービスを利用したときには、指定事業者・施設に対し利用者負担額を支払います。

◎地域生活支援事業の概要

日常生活用具給付事業

日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具の5種類の給付があります。

移動支援（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出）

外出の支援が必要と認められる方（重度訪問介護、同行援護、重度障がい者等包括支援の受給者は除く）に対して、移動支援サービスの提供により、障がい者の自立の促進および生活の質の向上を図ります。

日中一時支援事業

障がい者の方々の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

地域活動支援センター事業

障がい者の方々が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うことで、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

【5. 相談機関】

◎全体

(1) 各自治体保健福祉担当窓口

各種福祉制度の窓口として、役所に設置されています。障がい者手帳の交付手続きをはじめ、障がい福祉サービスの利用や日常生活に関することなど、専門機関と連携し、障がいのある方やそのご家族からの相談に応じます。また、重度障がい者医療費助成の相談や申請を受け付けます。

■ 各自治体保健福祉担当窓口 所在地

淀川区	淀川区十三東 2-3-3	(TEL:06-6308-9857)
東淀川区	東淀川区豊新 2-1-4	(TEL:06-4809-9845)
豊中市	豊中市中桜塚 3-1-1	(TEL:06-6858-2224)
	豊中市稲津町 1-1-20	(TEL:06-6863-7061)

(2) 各自治体障がい者基幹相談支援センター

障がいがある方やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援します。また、障がい者虐待に関する通報・届出の受理や、障がいを理由とする差別に関する相談に応じます。

■ 各自治体障がい者基幹相談支援センター所在地

淀川区	淀川区木川東 3-10-11-2 階	(TEL:06-6101-5031)
東淀川区	東淀川区豊新 2-5-1 シャトー玉川第一 103	(TEL:06-6325-9992)
豊中市	設置していません	

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

障がいのある方の仕事の相談に応じ、職業紹介、ならびに就職後のアフターフォローを行います。

■ 公共職業安定所（ハローワーク）所在地

淀川区・東淀川区在住	ハローワーク淀川(淀川区十三本町 3-4-11)	(TEL:06-6302-4771)
豊中市在住	ハローワーク池田(池田市栄本町 12-9)	(TEL:072-751-2595)

(4) 障害者就業・生活支援センター

就業を希望あるいはすでに就業している方に対し、就業及び日常生活に関する相談から職業定着までの支援を行い、就業の安定と職業的自立の促進を図ります。

■ 障害者就業・生活支援センター所在地

淀川区・東淀川区在住：淀川地域障がい者就業・生活支援センター

(淀川区加島 1-60-46 加島障害者センター2階) (TEL:06-4805-2485)

豊中市在住：とよなか障害者就業・生活支援センター

(豊中市寺内 1-1-10) (TEL:06-4866-7100)

(5) 大阪障害者職業センター

公共職業安定所や関係機関と連携して、障がいのある方に対して就職や職場定着、職場復帰のための相談や職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援等を行います。

大阪府中央区久太郎町 2-4-11 クラボウアネックスビル 4階 (TEL:06-6261-7005)

◎大阪市

(6) 大阪市北部こども相談センター

18歳未満の児童を対象に、児童福祉司・児童心理司・医師・教職経験者が相談に応じ、専門的・総合的な判定を行うとともに、必要な助言・指導や施設入所手続きなどを行います。

大阪市東淀川区淡路 3-13-36 (TEL:06-6195-4114)

(7) 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課 “は-とふる” ぷらざ

各区保健福祉センターからの依頼により、18歳以上の知的障がいのある方の医学的・心理学的判定や生活上の相談に応じ、必要な助言・指導を行います。

大阪市平野区喜連西 6-2-55 (TEL:06-6797-6562)

(8) 大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）

発達障がいのある方およびその家族を対象に、療育や就労などの各種相談に対応します。発達障がいに関する情報提供や助言を行うとともに、相談内容により、関係諸機関と連携して、問題解決・軽減のための支援を行います。

大阪市平野区喜連西 6-2-55 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター2階
(TEL:06-6797-6931)

◎豊中市

(9) 豊中市児童相談所

児童福祉司、児童心理司などの専門職が児童や家庭の様々な相談に応じ、助言・指導を行っています。また、18歳未満の児童の療育手帳の判定を行っているほか、障害児施設入所の相談にも応じています。

豊中市岡上の町2-1-15 (TEL:06-6868-9230)

(10) 大阪府障がい者自立相談支援センター

知的障がい者の専門的相談・18歳以上の方の療育手帳の判定を行っています。発達障がいを伴う知的障がいのある方の相談も行っています。

大阪市住吉区大領3-2-36 (TEL:06-6692-5263)

【6. 福祉サービス事業所を探すときは】

- ・福祉サービス事業所活動紹介（東淀川区・淀川区・豊中市・区域外）
療育手帳をお持ちの方が比較的多く利用されている事業所の活動を、事業所担当者が紹介したものです。学校で編集し、毎年配信しています。
- ・本校玄関に設置しているパンフレットラック
パンフレット配架希望の申し出があった事業所のものを配架しています。本校から任意の福祉サービス事業所に依頼しているものではありません。
- ・不定期で配付するパンフレット、体験会等のご案内
福祉サービス事業所より配布希望の申し出があり学校で内容を確認したものを配付します。申し込みに関しては、ご家庭から直接連絡をお願いします。
- ・各自治体の全事業所一覧が 各自治体のホームページに掲載されています。
大阪市ホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp>) →くらし→
→健康・医療・福祉→障がいのある方へ→障害者総合支援法とは
→障害者総合支援法→障がい者・障がい児事業所、施設等の情報
豊中市ホームページ (<https://www.city.toyonaka.osaka.jp>) →健康・福祉・医療
→障害者福祉→障害者福祉（市民向け）→豊中市指定障害福祉サービス一覧

【7. 福祉サービス事業所アンケートより】

本校では、福祉サービス事業所活動紹介に掲載している事業所に対して、アンケートを実施しています。質問内容は、高等部卒業までに身につけてほしいことや取り組んでほしいこと、保護者の方へのメッセージです。高等部卒業後の主な進路先である福祉サービス事業所からの情報ですので、進路を検討する情報としてご活用ください。

(質問1) 高等部卒業までに身につけてほしいことや取り組んでほしいこと

①生活介護

- ・体力をつけておいてほしい
- ・トイレに行きたい時など自分の要求を伝えられるようになること
- ・基本的日常生活動作を自身で行う習慣を身につけてほしい

②就労継続支援B型

- ・自分の嫌なこと、うれしいことが表現できること
- ・福祉サービスは支援者配置が少ない所も多いので、一人でできることを増やしてほしい
- ・パニックになっても、自分で気持ちを切り替えられるような術などを身につけること

③自立訓練（生活訓練）

- ・自力通所に向けた練習に取り組んでもらいたい
- ・進路決定は、保護者の方の意見で決まる場合が多いかと思いますが、本人が自分の人生を自分で決められることは、その後の成長にも大きく左右することだと思います。本人が選択することの大切さなど、保護者の方に発信していただきたいです

④就労移行支援

- ・公共交通機関を使って自力通所ができること
- ・整容面、身だしなみについて自己管理できること
- ・挨拶、言葉遣い等基本的なマナーを修得していること
- ・自身の障がい特性について理解していること

⑤就労継続支援A型

- ・報告、連絡、相談の習慣
- ・身だしなみ等の清潔管理
- ・自力での通所
- ・同世代の友人とのコミュニケーション、SNS やメールの利用と適切な文章作成

(質問2) 保護者の方へのメッセージ

①生活介護

- ・本人に合った事業所を探すために、見学や実習で体験していただきたい
- ・短期入所施設など使えるサービスを知って欲しい
- ・受け入れられるご要望と、受け入れられないご要望のご理解をいただきたい

②就労継続支援 B 型

- ・本人の希望、適性をしっかり見極めてあげることが重要かと思います
- ・B 型利用はミスマッチと感じる事例が時々あります。生活介護に対する事業理解が不足していると感じます
- ・卒業後、次のステップをどうするのかを考えて事業所選びをしてほしいです

③自立訓練（生活訓練）

- ・将来の自立、自活に向けて、出来ることはご本人にしてもらうようご自宅でも色々なことを経験していただき、実年齢に応じた関わりを意識してもらいたい
- ・家のお手伝いで役割を持ち、できることが増えることで積極性が出てくると思います
- ・自己選択と自己決定、好きなことや趣味を増やすことなど、自分の人生を自分なりに楽しむための支援やサポート体制が整うと良いと思います

④就労移行支援

- ・ご本人が一人で出来ることを増やしておいてほしい（食器洗いや洗濯、通院や電話など）
- ・学校を卒業したら大人の仲間入りになること、責任が出てくることを知ってほしい
- ・福祉施設の役割をもっと知ってほしい

⑤就労継続支援 A 型

- ・保護者の方の希望ではなく、生徒の希望に沿った進路選択をしていただけると幸いです。就労移行支援・就労継続支援を卒業後の進路として考えておられる場合は、ご本人が働くことを望まれているのか話し合っただけであればと思います
- ・何かあった時の連絡など出来るだけご本人にしていただきたい
- ・多様な事業所がありますので、できるだけたくさん見ていただき、ご本人の意向に沿った進路を見つけてあげてください

障害者総合支援法に基づき、単独の事業を実施している事業所もあれば、複数のサービスを実施している多機能型事業所など、様々な事業所があります。サービス内容や作業内容も事業所により多種多様ですが、サービス事業の種類や作業内容が変更されることも珍しくありません。進路決定に向けて、現在どこの事業所でどのようなサービスや作業が実施されているかを知ることや、最新の情報を得ることが大変重要です。情報の収集と見学をなるべく早い段階で行い、常に新しい情報をチェックすることをお勧めします。

卒業後の進路については、子どもたちの能力や適性に合ったところを、将来の可能性や進路先での展望も見越した上で慎重に進めていきたいと考えています。ただ、在学中に決めた進路で一生が決まるわけではないので、日中活動の場だけでなく、今後の暮らし方や余暇活動において積極的に福祉サービスの利用を検討していただけたらと思います。

社会人としての第一歩、生徒にとってスムーズに学校から移行し、成長してくれることを願います。